

ウズベキスタン国
タフタコラチャ峠トンネル建設事業
(協力準備調査 (有償))
スコーピング案

日時 2026年5月15日(金) 13:55~16:05

場所 JICA 本部及びオンライン (Teams)

(独) 国際協力機構

助言委員（敬称略）

衣笠 祥次	株式会社三菱 UFJ 銀行 経営企画部 サステナビリティ企画室 環境社会グループ 次長
田辺 有輝	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男（※）	恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授

（※）会議室参加

JICA

<事業主管部>

香野 賢一	東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課 課長
松田 俊一	東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課

<事務局>

西井 洋介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
池上 宇啓	審査部 環境社会配慮監理課 課長
加藤 麻莉亜	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
吉野 匠人	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

オブザーバー

<調査団>

澤田 賢太郎	株式会社建設技研インターナショナル
岡崎 亮男	株式会社建設技研インターナショナル
野末 康博	日本工営株式会社
浦郷 昭子	有限会社レイブン
下村 暢子	株式会社アルメック

ウズベキスタン国タフタコラチャ峠トンネル建設事業
(協力準備調査 (有償))
スコーピング案ワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

1. 将来的な国立自然公園等保護地域の新設・拡大計画の扱い

委員より将来的に国立自然公園等保護地域（保護区）の新設・拡大計画が見込まれる場合、結果として保護区内での事業となってしまう可能性があるため、この影響を考慮して慎重に事業サイトを選定すべきであるとの見解が示された。これに対し JICA より、事業計画段階の事業サイトの選定においては、新設・拡大計画が既に確定している場合は既設保護区と同等に考慮している旨説明した。一方、同計画が未確定の場合、考慮は困難なもの、貴重な生態系の存在の可能性を踏まえ、慎重な調査を行っている旨説明した。

以 上

ウズベキスタン国タフタコラチャ峠トンネル建設事業
(協力準備調査(有償))
スコーピング案

NO.	該当 ページ	事前質問(質)・コメント(コ)	委員名	回 答
【全体事項】				
1.	-	本事業は、急峻な山岳地域のトンネル建設事業と斜面の補強事業であることから、JICA は、工事終了後の維持管理の体制が的確に行われるように事業実施機関(維持管理機関)に申し入れること。(コ)	谷本 委員	今後調査を進める中で相手国実施機関とも供用時の維持管理体制について十分話し合う機会を持ちたいと思います。具体的な維持管理体制に関しては、DFRに入れる予定にしております。
2.	-	急峻な山岳地域のトンネル建設事業である本事業では、エンジニアリングサービス(ES)において、トンネル内の事故や火災などに備えた緊急対策の一環として、現場において消防や警察、医療機関などの合同訓練の実施を提案し、あわせて、建設事業の施工管理のコンサルティングサービスにおいて、事業実施機関(維持管理機関)の職員を本邦に招聘し、日本の実態を学ぶ機会を提供すること。(コ)	谷本 委員	トンネル内での事故・災害時における緊急体制については、DFRに記載する予定にしております。また、その中で非常時における「消防、警察、自治体等と連携した合同訓練」についても提案するように致します。本調査の中では本邦招聘を実施する予定であり、実施機関の職員(特に維持管理の担当職員)を招聘し、本邦のトンネル建設現場、維持管理施設についても訪問する予定です。また、現地技術セミナーも開催する予定であり、笹子トンネル事故等を教訓とし、道路トンネルの維持管理・運営に関する本邦の体制・取り組みについても紹介する予定です。
3.		今回のプロジェクト対象地周辺でのこれまでの支援実績(JICA 及び他ドナー)及び現時点で計画されている支援予定はありますか?(質)	林 委員	現状ドナー関連の事業については確認されておらず、JICA も支援を実施していませんが、民間企業の投資については現地での情報収集を継続して参ります。
4.		現在の日交通量及び本プロジェクトの結果としての日交通量の予測のデータはありますか?(質)	林 委員	対象事業路線における現状の日交通量については本調査にて交通量カウント調査等を実施し、把握できております。本調査で実施した交通量調査結果(車種別)を補足資料1に示します。また、将来交通量については、交通調査結果(①M39:交通量調査及び路側 OD 調査、②A378 号線(国内交通流動

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				及び M39 への経路転換行動の把握を目的）：交通量調査及び路側・貨物 OD 調査）を基に社会経済データ（人口・車両登録・GDP 成長率）を基礎とした成長率モデルを考慮し、現在予測分析を進めております。
5.	9	プロジェクト実施地域周辺では、過去に多くの地震が発生しているようです。それに伴う災害、例えば土砂災害などの発生状況に関するデータはありますか？（質）	林委員	対象事業路線における災害履歴に関するデータは詳細に管理されておりません。同路線を管理する道路委員会（サマルカンド事務所）へのヒアリングによれば、事業対象区間には年に数回、落石の災害が発生しているとのこと。なお、2024 年には落石による道路利用者の死亡事故も発生しております。ただし、これまでの落石が地震に起因するものかどうかは、道路委員会においても明確な確認がなされておりません。
6.	3	過去の災害の事例がある場合は、今回の事業における地震面での配慮はどのようなものを想定されていますか？（質）	林委員	本調査では、対策斜面の現地踏査により、不安定岩塊の状況を判断・評価し、地震時に落下しそうな岩塊も含めて、対策箇所・範囲を抽出致します。
7.	p.1（1.3 事業の背景）／p.3（1.5.2 事業の必要性）	本案件の位置付け（国際連結性強化）に関し、対象回廊（CAREC 回廊/M39）の現状交通量（車種別）・季節変動・大型車規制の実態を、根拠データとともに提示可能でしょうか。（質）	衣笠委員	本調査で実施した交通量調査結果（車種別）を補足資料 1 に示します。また、季節変動については道路委員会より 2025 年における同路線の月別交通量データを受領する予定ですので、それを参考に設定したいと考えております。また、対象事業路線（峠区間）では、12t 超の貨物・大型トラック・トレーラー、マイクロバスの通行が峠前後の関所で規制されております。交通調査実施時においても当該車両の通行は確認されませんでした。
8.	p.9（2.1.6.3 活構造）	計画地は地震活動が比較的活発な地区と整理されています。過去の地震および斜面災害（落石/崩壊等）履歴データと、トンネル・斜面对策設計における想定（設計地震動、二次災害想定）の整理はありますか。（質）	衣笠委員	回答 5 のとおり、対象事業路線における過去の地震・災害履歴に関する詳細データは現時点で整理できておりませんが、地震データについては、現地関連機関へ情報を照会しているところです。また併せて国際的な調査機関の調査結果も確認し、整理していきます。 トンネル及び斜面对策における地震時への対応ですが、斜面对策については現地踏査を通じ、地震の影響も含め不安定岩塊の有無を評価する予定です。トンネルにつきまして

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				は、坑門の設計に対して耐震設計を実施するため、現地基準・本邦基準を参考としつつ、設計条件（設計地震動等）を整理する予定です。
9.	p.3（表 1-1 事業概要）	トンネル・斜面防災に付帯する工事用道路、土捨て場、施工ヤード、（必要に応じ）採石・資材調達等について、候補位置・規模・選定基準（回避すべき区域、保護区・水系・集落等）を現時点でどこまで想定していますか。（質）	衣笠委員	工事用道路・施工ヤード等については各代替案で想定される坑口位置をベースに必要となるエリアを概略的に想定しております。トンネル事業については、施工性も考慮し、施工ヤードは坑口前を基本として想定エリアを計画していますが、国立公園を避け、住民移転が発生しないようなエリアを想定致しました。なお、最適ルート確定後には工事用道路、土捨て場、施工ヤード、材料調達について、より具体的な検討を行います。なお、掘削ズリについては道路委員会から、他のプロジェクトの建設資材としての活用意向を確認しており、これも踏まえて必要な土捨て場の容量を特定し、候補地を検討していく予定です。
【代替案検討】				
10.	Page-31 （Page-33、表 3-9） （Page-45、表 3-9） （Page-46、表 3-29） （Page-49）	評価項目の自然環境影響（樹木伐採／国立公園）の評価指標／配点の内容として、樹木の伐採という言葉があり、判断根拠にも樹木伐採の程度と書かれているが、この樹木伐採に対する代償植林は行われるのですか。また、行われるならば、どういう組織が、どのような場所で、どれほどの期間に行うのですか。さらに、その植林された樹木の維持管理は、どのような組織・団体が行うのですか。（質）	谷本委員	ウズベキスタンでは大統領令 PF-46（2021 年 12 月 30 日）および関連する閣僚会議決定（2022 年 2 月 22 日付 第 86 号）において、伐採に伴う補償（補植・管理）、手続き、実施主体を明確に規定しております。樹木の伐採手続きについては、事業者（本件では道路委員会）が樹木インベントリを作成し、生態・環境保護委員会(CSEE)、自治体（市・村）等と協議の上、承認を得る必要があります。承認後の補償植栽及び維持管理については事業者が実施する責任となっており、維持管理については植栽後 2～3 年実施することとなっております。代償植栽を行う組織、場所、期間、維持管理を行うまでの流れを補足資料 2 に示し、DFR にも記載します。
11.	Page-52	調査項目及び内容の表 4-2 環境社会配慮の調査の TOR（案）において、項目として、土壌調査があり、調査内容は”既存の土壌図を収集する。現地調査で	谷本委員	土壌調査は環境の観点から土壌のタイプや層構造、有機物量、汚染などを調べるものであり、土質調査は N 値や圧縮強度、せん断強度、地下水位、岩盤分類などをボーリング

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		<p>は検土杖を用いて土壌層の厚み、硬さなどを把握し、土壌図を作成する”と書かれているが、本事業は、トンネル建設事業／斜面の補強事業であることから土壌調査ではなく、土質調査ではありませんか（土壌調査は農業分野で行われるはず）。（質）</p>		<p>調査によって行うものです。土質調査は土壌調査の項目ではなく地質調査の項目に入れています。ここでは土壌調査について記載しています。</p> <p>ウズベキスタンでは、樹木だけでなく土壌についても「一度失われると回復が困難な資源」として、重要視されています。ウズベキスタンは塩害、浸食、土地劣化という問題を国全体として抱えており、山岳地帯では、過放牧による土地劣化で土壌浸食が深刻です。そのため建設工事に伴う剥ぎ取り・保管・復元のプロセスが法的に厳格化されています。土壌保全に関する主な法令には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「土壌の保護および肥沃度の向上に関する法律」（2024年2月制定）：土壌層の違法な剥ぎ取りや、適切に保管・復元を行わない行為に対する罰則や監督官庁（農業省、環境保護省）の権限を強化している ・ 「土地法（Land Code）」（1998年制定）：土地利用者の義務として、土壌の肥沃度維持や、建設工事後の「原状回復（Recultivation）」を明記 ・ 閣僚会議決議 第196号（2018年4月23日承認）：土地のリカルティベーション、土壌層の剥ぎ取り・保存・合理的な利用の改善に関する規定。土壌の剥ぎ取り、保管、復元のプロセスを厳格に規定 <p>トンネル建設事業では、「表土の剥ぎ取りと保管」「仮設エリアの原状回復」「土壌浸食防止」が重要視されるため、土壌調査は必要です。</p>
12.	P38	<p>代替案④について、全体会説明時には国立公園下トンネル建設の法的解釈を確認中とのことだったが、その後、法的に困難という結論に至った経緯を教えてください。（質）</p>	田辺委員	<p>当初、道路委員会(CR)は、国立公園に係る現地法令「特別保護自然区域法（Law No. 710-II dated 03 December 2004 - “On Protected Natural Areas”）」で規制されている事項の解釈について、国立公園の地上部を改変しないインフラ整備（公園部地下のインフラ整備）であれば法的に問題ないとの認識でした。この認識に関し、CR と環境委員会によ</p>

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				る合同協議を4月（JICA 助言委員会での案件概要説明後）に実施した際に、環境委員会より同法案の規制事項には「国立公園の地下のインフラ整備も含まれ、法的に認められない」との意見が述べられ、ルート5を推奨するという発言がありました。そのため、代替案④については、現地法令上、事業化は困難という結論になりました。
13.	30 表 3-3	代替案評価の自然環境項目の中で、なぜ森林伐採と自然公園が同一の項目に入っているのでしょうか？これば別々に評価すべきではないのでしょうか？国立自然公園が保護区であればなおさらとも思われます。（コ）	林 委員	森林伐採と自然公園は同項目であるものの、表 3-4 に記載のとおり、別で評価しています。なお、評点に誤りがあったため、補足資料 4 のとおり修正させていただきます。
14.	p.38 (3.1.5 総合評価／表 3-15)	多基準分析で「事業効果」を他項目の2倍の重みとしていますが、重み付けの根拠（利害関係者の意向以外の合理性）と、重みを変えた場合の感度分析（推奨案が変わるか）を示せますか。（質）	衣笠 委員	重み付けの根拠について、上位開発計画である「ウズベキスタン 2030 戦略」において国際連結性強化及び安全性の高い物流網確保の重要性が強調されていることを踏まえ、同計画との整合性を重視する観点から、最も直接的に波及効果を捕捉しうる指標である「事業効果」を重視し2倍の重みづけとしています。 感度分析について、経済環境の重みを平準化したケース、及び各評価軸の感度を「4:3:3」で変化させたケースの配点結果を補足資料 3 に示します。結果として、すべてのケースで代替案⑤が推奨案となっています。
15.	p.33 (表 3-9 脚注：国立自然公園下でのインフラ開発禁止)	代替案④は「現地法令により国立自然公園下でのインフラ開発が禁止」で事業化困難と整理されています。適用法令・禁止範囲（地下通過を含むのか）・例外/許可可能性の有無等、法的根拠の整理を提示可能でしょうか。（質）	衣笠 委員	回答 12 をご参照頂けますと幸いです。
【スコーピングマトリクス】				
16.	P51	周辺河川において漁業や釣りは行われていないのか。（質）	田辺 委員	踏査の段階では漁業や釣りを行っている状況は確認されませんでした。今後魚類調査を通じて確認する予定です。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）				
17.	P35	トンネル建設に伴う地下水及び湧水の変化によって、国立公園内の流量、水質、水生動植物への影響は想定されるか。（質）	田辺委員	トンネル掘削に伴い、周辺地下水や湧水に影響が出る可能性はあります。現段階では詳細な水文調査が完了しておりませんので、その影響範囲が国立公園内にまで及ぶかどうかの明言は難しいですが、トンネル計画ルートと地形条件等に基づく概略検討結果では影響範囲が国立公園エリアまでは至らない推定となっております。今後、水文調査（湧水調査、流量調査等）の結果も踏まえ、影響範囲の推定精度が向上するものと思われます。
18.	17 図 2-12	代替案 5 の坑口部の既存道路との結節点は、図 2-12 では residential になっているように見えますが、住民移転や住民への影響の発生は無いと理解してよいのでしょうか。（質）	林委員	図 2-12 では代替案⑤（ルート⑤）の北側アプローチ道路と既存道路の結節点が Residential となっておりますが、現時点では道路整備に伴う住民移転及び住民への影響は地図上での確認および現地踏査結果からないと認識しております。詳細については、今後の調査で明確にして参ります。
19.	10	アマンクタン国立自然公園は、JICA ガイドライン上の保護区に該当しそうに思いますが、その場合は、保護区で実施する事業の 5 条件を検討し、保護区を回避する案を推奨案として選定したという理解でよいのでしょうか。（コ）	林委員	アマンクタン国立自然公園は JICA ガイドライン上の保護区に該当致します。そのエリアを通過する代替案④については、現地法令での規制条件の解釈を現地環境委員会へ確認し、「同エリアにおいては地下構造物であっても規制対象となる」との判断を確認しました。そのため、代替案④（国立公園を通過する案）は代替案検討において評価不能（0 点）としたため、5 条件は検討しておりません。
20.	10 図 2-8	確認された違法伐採、違法造成エリアはどこでしょうか？今回のプロジェクトがこれを助長することが無いようにするような対策はありますか？（コ）	林委員	違法伐採及び違法造成のエリアは、国立自然公園の民家に近いエリアになります。本調査で実施した現地踏査では正確な位置までの把握に至っておりませんが、同事業の Mitigation で Nature Positive Impact を目指すことが JICA 及びウズベキスタン政府の間で認められた場合、新設するバイパス道路の通行料の一部を国立公園の管理向上に充て、違法伐採、違法造成、違法な放牧等の監視強化に繋げること等が対策案の例として挙げられるかと思われます。調査の結果、必要性が認められた場合、管理強化・向上に

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				向けたこのような対策の実施を働きかけ、引き続き、実施機関と管理局の連携を促します。
21.	10 図 2-8	図 2-8 の中の New national park とは何でしょうか？（質）	林委員	国立自然公園の将来的な拡張が検討されているエリアを指します。
22.	10	将来的な国立自然公園地域が拡大される場合には、代替案 5 でも国立自然公園内で事業を実施する可能性があるため、この影響を含めて慎重に事業を進める必要があると考えます。（コ）	林委員	将来的な国立自然公園の拡張計画範囲については、現在採石事業でひどく改変されているうえ、放牧によって植生がほとんどない状態です。同拡張計画の目的は、採石や放牧などの圧力を除外し、もともとあった植生に戻すことのようなのです。そのため、工事にあたっては現在の植生や生態系の価値を下げないというより、回復を妨げない、もしくは回復を促進する方向での対応になると思われます。引き続き実施機関と協議し、国立自然公園の拡大に影響が出ないように事業を実施してまいります。
23.		本プロジェクトによって、交通量が増えることが想定されますが、ロードキル対策として何か実施されるのでしょうか？（質）	林委員	侵入防止柵や移動用トンネルなどの対策が想定されますが、現在、対象事業サイトの動物調査を始めたところですので、どのような生物がどのようなエリアで行動しているのかを把握したうえで、対象生物の行動特性に応じ、対策を検討する予定です。
24.	p.35（3.1.4.10 地下水影響／表 3-14）／p.51（表 4-1 水象）	推奨案⑤は住民移転回避等で優位性がある一方、地下水影響範囲内の湧水点が多いと整理されていません。地下水低下が植生・湧水利用・文化遺産（洞窟）等に与える影響の重大性を、推奨案選定時点でどの程度織り込んだか（定量/定性）を明確化いただきたいです。（コ）	衣笠委員	代替案検討段階での地下水低下の影響評価としましては、①机上検討結果における湧水地点の整理、②山体の地形勾配と透水性の関係から、掘削時の影響範囲と影響する可能性がある湧水地の推定、を踏まえ実施しております。各湧水地の詳細（利用状況・流量等）については、推奨ルート確定後に詳細な調査を実施する予定であります。
25.	p.51（表 4-1 水質汚濁）	掘削ズリからの溶出重金属・硫化鉱物による水質汚濁の懸念が示されています。酸性排水等の可能性確認（試験計画）や、ズリの仮置き・覆土・排水処理等の管理方針を、どの段階で確定する想定でしょうか。（質）	衣笠委員	掘削ズリの仮置きや排水処理等の管理方針は、道路委員会（CR）、環境委員会、地方政府との協議により、EIA 報告書に含める環境管理計画（EMP）の策定時に方針を示す予定です。なお、本調査では当該サイトにおける重金属等の有害物質

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
				の有無を確認し、有害物質が確認された場合には概略設計段階で土捨て場・処分場の仕様を検討して事業費の算定に反映する予定です。
26.	p.10-11 (2.1.7 国立公園・保護区／図 2-9 違法伐採・造成)	アマンクタン国立自然公園は拡張計画の可能性や、違法伐採・造成/採石の存在が示されています。事業（工事用道路、資材調達、残土処分等）がこれらを助長しないための対策（調達・施工管理・監視/通報、関係機関協議）と、将来拡張が確定した場合の回避・再設計トリガーをどのように設定しますか。（質）	衣笠委員	同公園の拡張計画については、回答 22 に記載のとおりですので、拡張計画に対する回避・再設計の必要性はないと理解しております。 違法伐採・造成/採石への対策につきましては、ウズベキスタンの環境法（自然保護法、EIA 法、SEE 制度等）に基づき、無許可伐採・採石を禁止すると共に、工事仕様書への許可区域限定の資源利用の明記（違反時は作業停止・原状回復・法的措置を適用）、環境委員会及び地域住民通報制度による監視等が有効と考えております。
【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）				
27.	P35	トンネル建設に伴う地下水及び湧水の変化によって影響を受ける地下水及び湧水を生活用水に使用している住民はどの程度いるのか。生活用水への影響が確認された場合はどのような緩和策・補償を行うのか。（質）	田辺委員	湧水地位置や流量、利用状況に係る水文調査については、トンネルルートが確定後、2026 年 6 月頃より調査を開始する予定です。今後の調査結果により生活用水への影響が確認された場合、代替水源の確保等の緩和策や補償について検討致します。
28.	p.11 (2.1.8 文化遺産：アマンクタン洞窟)／p.57 (表 4-1 文化遺産)	アマンクタン洞窟（既知文化遺産）について、影響経路（地下水条件変化、振動等）の仮説設定と、保全状況・管理体制確認の結果を踏まえた回避/緩和策（必要に応じたモニタリング含む）を、どの文書で担保する想定でしょうか。あわせて、未知の埋蔵文化財に対する chance find 手続きの位置付けも確認したいです。（質）	衣笠委員	現時点では、代替案⑤とアマンクタン洞窟への距離は約 2km であり、影響は小さいと想定します。今後、サマルカンド考古学研究所の協力を得て、遺跡関連の影響に関する調査を行う予定にしておりますので、その結果をもって回避、緩和策を検討する予定です。 未知の埋蔵文化財に対する偶発的発見(Chance Find)手続きについては、ウズベキスタンの文化遺産法に基づき、偶発的発見時には即時作業停止、現場保全、文化遺産庁および地方当局への通報を行い、科学アカデミー等の認定機関による評価・発掘を経て、当局の承認後にのみ工事を再開する手続きを適用します。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
29.	p.51（表 4-1 労働環境）	労働管理（OHS、下請管理、強制/児童労働防止、労働者 GRM 等）を調査するとされています。トンネル施工（発破、坑内作業等）を踏まえ、どの段階でどの文書（例：ESMP/労働管理計画等）により担保する想定でしょうか。（質）	衣笠委員	<p>本事業では、労働管理は以下のように各段階に応じて文書化し担保する予定です。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① EIA 段階で ESMP に労働管理の基本方針（労働安全衛生：OHS、下請管理、強制・児童労働防止、労働者苦情処理メカニズム）を組み込み、トンネル施工特有リスク（発破、坑内換気、落盤、粉じん・ガス等）を特定 ② 詳細設計段階で労働管理計画、施工時の労働安全衛生(OHS)計画及び安全・衛生・環境(HSE)計画を具体化 ③ 入札・契約段階でこれらを契約条件（環境・社会・保健・安全：ESHS 仕様、Code of Conduct 含む）として義務化 ④ 施工段階における請負者による HSE 計画の実施、PIU および監理者による監督・監査 ⑤ 労働者の苦情の申し立ての仕組みを施工前に設置し、運用・記録を通じて是正措置に反映
【ステークホルダー協議・情報公開】				
30.	p.24（2.4 ギャップ分析／表 2-14）	制度上の公聴会(Public Hearing)に加え、JICA ガイドラインに沿った追加協議（スコーピング段階等）と情報公開（EIA 報告書 Web 公開、英語要約等）を、いつ・誰を対象に・どの媒体で実施し、どのように TOR や設計に反映する計画でしょうか。（質）	衣笠委員	<p>制度上の公聴会（スコーピング段階）は既に実施済み（3月31日）ですが、WG 助言確定後も、自然・社会調査の進捗に合わせて、6月をめどに SHM を実施予定です。これに加え、JICA ガイドラインに基づき、ドラフト EIA 段階での追加協議（影響・緩和策の説明）を対象地域の住民、影響を受ける事業者、地方政府、関係機関を対象に 2026 年 11～12 月頃に対面及びオンラインで実施する予定です。</p> <p>EIA 報告書はウェブサイト及び地方行政窓口で、ウズベク語で公開します。現在までのステークホルダー協議の協議結果は、すでに、環境社会配慮、水文調査の TOR の精緻化、代替案比較、設計（線形・安全対策・環境配慮措置）に反映しています。今後、反映内容を記録・開示致します。</p>

NO.	該当 ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
【その他】				